

福井県警察の会計年度任用職員に関する訓令

令和 2 年 3 月 1 3 日
福井県警察本部訓令第 1 7 号

改正

令和 2 年 5 月 14 日本部訓令第 27 号 令和 2 年 8 月 20 日本部訓令第 29 号 令和 3 年 4 月 7 日本部訓令第 20 号
令和 3 年 12 月 28 日本部訓令第 29 号 令和 4 年 3 月 18 日本部訓令第 12 号 令和 4 年 4 月 14 日本部訓令第 16 号
令和 4 年 10 月 14 日本部訓令第 28 号 令和 5 年 12 月 22 日本部訓令第 32 号 令和 6 年 4 月 19 日本部訓令第 20 号

福井県警察の会計年度任用職員に関する訓令を次のように定める。

福井県警察の会計年度任用職員に関する訓令

(目的)

第 1 条 この訓令は、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 2 条の 2 第 1 項に規定する職員（以下「会計年度任用職員」という。）の身分等の取扱いに関し必要な基本的事項を定め、会計年度任用職員の運用の適正を図ることを目的とする。

(身分)

第 2 条 会計年度任用職員の身分は、地方公務員法第 2 2 条の 2 第 1 項に規定する一般職非常勤とする。

(範囲)

第 3 条 この訓令は、職員の任用に関する規則(昭和 5 7 年福井県人事委員会規則第 6 号)第 2 2 条第 1 0 号の規定に基づき採用される職員について適用する。

(任用)

第 4 条 会計年度任用職員を採用するに当たっては、志願者を公募し、志願者から履歴書の提出を求め、面接及び経歴、職務に対する適性、健康状態等による能力の実証を行うものとする。その際、従前の勤務成績は、人事評価記録書（別記様式第 1 号）の評価によるものとし、公募によらない採用は連続 2 回を限度とする。

2 会計年度任用職員として採用しようとする職と類似の職に前年度に就いていた者を会計年度任用職員として採用しようとする際に、必要とされる能力の実証が、面接及び従前の勤務成績に基づき行うことができる場合は、公募によらないことができる。その際、従前の勤務成績は、人事評価記録書（別記様式第 1 号）の評価によるものとし、公募によらない採用は連続 2 回を限度とする。

3 会計年度任用職員の任用は、常勤の職員に準じた辞令様式により辞令を交付して行うこととし、発令は別に定めるところによる。

4 会計年度任用職員が従事する業務を所管する本部の所属長は、会計年度任用職員の任用に当たって、勤務条件通知書（別記様式第 2 号）を交付して、報酬及び勤務時間その他の勤務条件を明示する。

5 会計年度任用職員は、福井県職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和 2 6 年福井県条例第 2 6 号）により、サービスの宣誓をし、その宣誓書に署名の上、本部の警務課長を経由し

て本部長に提出しなければならない。ただし、従前の任用において、サービスの宣誓を行った場合には、そのサービスの宣誓をもって、これを行ったものとみなす。

(条件付採用)

第5条 会計年度任用職員（任期が1月を超える場合に限り。）を採用した場合、その採用は1月間条件付のものとし、その間その職務を良好な成績で遂行したときは、その採用は正式なものとなる。その際、会計年度任用職員が配置された所属長（以下「配置所属長」という。）は、人事評価記録書により勤務成績を適切に評価するものとする。

2 条件付採用の期間の開始後1月間において実際に勤務した日数が15日に満たない場合、当該会計年度任用職員の任期を限度に、その日数が15日に達するまで条件付採用期間は継続する。

(任期)

第6条 会計年度任用職員の任期は、1会計年度内で定めることとする。

2 特別の事情により任期満了後も引き続き会計年度任用職員の職務に従事させる必要が生じた場合には、当該会計年度任用職員の同意を得た上で、当該会計年度末までの範囲内において、その任期を更新できる。

(人事評価)

第6条の2 配置所属長は、会計年度任用職員に対し、第5条第1項の評価に加え、人事評価記録書により、年2回の人事評価を行う。

2 前項の評価は、4月1日から9月30日までの間の評価を中間評価とし、10月1日から翌年3月31日までの間の評価を年度末評価とする。

3 前二項の評価は、正式に採用された会計年度任用職員に対して行うものとする。

4 会計年度任用職員として採用しようとする職と類似の職に前年度に就いていた者を会計年度任用職員として採用し、かつ、その採用後1月間の条件付採用期間の評価が、前年度の年度末評価と同等である場合は、前年度の年度末評価をもって、条件付採用期間の評価とする。

(第1号会計年度任用職員の給与等)

第7条 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「第1号会計年度任用職員」という。）には、福井県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和29年福井県条例第24号。以下「給与条例」という。）で定めるところにより、基本報酬を支給する。

2 基本報酬は、月額、日額又は時間額とする。

3 基本報酬は、当月21日に支給する。ただし、日額又は時間額の基本報酬については月の初日から末日までの期間における勤務日数又は勤務時間により計算した総額を翌月21日までに支給する。

4 第1号会計年度任用職員には、常勤の職員の例により、超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び宿日直手当に相当する報酬を基本報酬に加えて支給することができる。

5 次のいずれにも該当する第1号会計年度任用職員には、常勤の職員の例により期末手当及び勤勉手当を支給する。

(1) 任期が6月以上（任期が6月に満たない場合であっても、同一会計年度内において任用され、その任期が通算して6月以上となった場合も含む。）である者

- (2) 正規の勤務時間が1週間当たり15時間30分以上の者
- (3) 職務の特殊性等により、期末手当及び勤勉手当が支給されない職員以外の者

6 第1号会計年度任用職員が休職となった場合の給与は、支給しない。

7 第1号会計年度任用職員が通勤したときは、常勤の職員に支給される通勤手当との権衡を考慮し、別に定める基準により支給する。

(第2号会計年度任用職員の給与)

第8条 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「第2号会計年度任用職員」という。）には、給与条例で定めるところにより、給料、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当を支給する。

2 任期が6月以上（任期が6月に満たない場合であっても、同一会計年度内において任用され、その任期が通算して6月以上となった場合も含む。）である第2号会計年度任用職員には、常勤の職員の例により期末手当及び勤勉手当を支給する。

3 第2号会計年度任用職員が休職となった場合の給与は、支給しない。

4 給料は、当月21日に支給する。

(旅費)

第9条 会計年度任用職員が出張したときは、常勤の職員の例により旅費を支給する。

(勤務時間等)

第10条 勤務時間は、1週間の期間について勤務日が定められている会計年度任用職員にあっては1日につき7時間45分、かつ、1週間につき38時間45分を超えない範囲内で、3週間又は4週間の期間について勤務日が定められている会計年度任用職員にあっては1週間当たり38時間45分を超えない範囲内で、当該会計年度任用職員の職の性質に応じ、別に配置所属長が定めるものとする。ただし、労働基準法（昭和22年法律第49号）第41条第3号の規定により監視又は断続的労働に係る許可を受けた場合は、その許可の内容によるものとする。

2 配置所属長は、公務の運営上必要があると認めるときは、会計年度任用職員の勤務の開始及び終了の時刻並びに休憩時間について変更することができる。

なお、公務の運営上必要があると認めるときは、休憩時間を勤務時間の途中において、繰り上げ又は繰り下げることができる。

3 会計年度任用職員の早出遅出勤務については、福井県警察職員の勤務時間に関する訓令（平成7年福井県警察本部訓令第10号）第4条第2項を準用することができる。

4 配置所属長は、会計年度任用職員に対し、正規の勤務時間を超えて勤務することを命じないこととする。ただし、配置所属長は、臨時又は緊急の必要があり、かつ、真にやむを得ないと認められる場合に限り、第1項の規定にかかわらず、会計年度任用職員に対し、正規の勤務時間を超えて勤務することを命ずることができる。

5 配置所属長は、地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により、やむを得ず従前の勤務条件を変更する必要がある第1号会計年度任用職員については、本人の同意を得た上で、第4条第4項の規定により交付した勤務条件通知書に定められた休日及び勤務日を変更することができる。この場合における第1号会計年度任用職員の給与等については、第7条の規定にかかわらず、本人の同意を得た上で、配置所属長が定め

る。

(勤務状況の管理)

第11条 配置所属長は、所属の会計年度任用職員の勤務、休暇、欠勤等を管理し、その勤務状況等を勤務整理簿（別記様式第3号）により整理するものとする。

2 配置所属長は、所属の会計年度任用職員の長期にわたる欠勤等の特異な動向を把握した場合には、本部の警務課長へ報告しなければならない。

(週休日及び休日)

第12条 第2号会計年度任用職員の週休日及び休日（以下「週休日等」という。）は、福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年福井県条例第2号。以下「勤務時間条例」という。）に準じて取り扱うものとする。

2 第1号会計年度任用職員の週休日等は、配置所属長が別に定める。

3 配置所属長は、第1号会計年度任用職員に対し、配置所属長が定める週休日等に勤務することを命じないこととする。ただし、配置所属長は、臨時又は緊急の必要があり、かつ、真にやむを得ないと認められる場合に限り、前項の規定にかかわらず、第1号会計年度任用職員に対し、週休日等に勤務することを命ずることができる。

4 週休日の振替及び休日の代休日については、勤務時間条例に準じて取り扱うものとする。

(休憩時間)

第13条 配置所属長は、会計年度任用職員に対し、1日の勤務時間が6時間を超える場合においては、少なくとも1時間の休憩時間を常勤の職員と同じ時間帯に与えなければならない。ただし、職務の特殊性又は公署の特殊の必要により常勤の職員と同じ時間帯に与えることができない場合には、この限りでない。

(年次休暇)

第14条 会計年度任用職員には、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる日数の年次休暇を与える。

(1) 1週間の勤務日が5日以上とされている会計年度任用職員、1週間の勤務日が4日以下とされている職員で1週間の勤務時間が29時間以上である会計年度任用職員及び週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が217日以上である者が、任用の日から6月間継続勤務し全勤務日の8割以上出勤した場合

次の1年間において10日

(2) 前号に掲げる会計年度任用職員が、任用の日から1年6月以上継続勤務し継続勤務期間が6月を超えることとなる日（以下「6月経過日」という。）から起算してそれぞれの1年間の全勤務日の8割以上出勤した場合

それぞれ次の1年間において、10日に、別表第1の左欄に掲げる6月経過日から起算した継続勤務年数の区分に応じ、同表の右欄に掲げる日数を加算した日数

(3) 1週間の勤務日が4日以下とされている会計年度任用職員（1週間の勤務時間が29時間以上である会計年度任用職員を除く。以下本号において同じ。）及び週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が48日以上216日以下である者が、任用の日から6月間継続勤務し全勤務日の8割以上出勤

した場合、又は任用の日から1年6月以上継続勤務し6月経過日から起算してそれぞれの1年間の全勤務日の8割以上出勤した場合

それぞれ次の1年間において、1週間の勤務日が4日以下とされている会計年度任用職員にあっては別表第2の上欄に掲げる1週間の勤務日の日数の区分に応じ、週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員にあっては同表の中欄に掲げる1年間の勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる継続勤務年数の区分ごとに定める日数

- 2 年次休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、20日を限度として、次の1年間に限り繰り越すことができる。この場合において、年次休暇の残日数に1日未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（病気休暇）

第15条 会計年度任用職員（6月以上の任期が定められている会計年度任用職員又は6月以上継続勤務している会計年度任用職員（週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が47日以下であるものを除く。））が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合には無給の休暇を与える。

一の年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）において前条第1項第1号に掲げる会計年度任用職員にあっては10日の範囲内の期間とし、同項3号に掲げる会計年度任用職員のうち、1週間の勤務日が4日以下とされている会計年度任用職員にあっては別表第3の上欄に掲げる1週間の勤務日の日数の区分に応じ、週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員にあっては同表の中欄に掲げる1年間の勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる日数の範囲内の期間とする。

（特別休暇）

第16条 次の各号に掲げる場合には、会計年度任用職員（以下第11号、第14号及び第15号に掲げる場合については、1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、6月以上の任期が定められているもの又は6月以上継続勤務しているものに限る。）に対して当該各号に定める期間の有給の休暇を与える。

- (1) 会計年度任用職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合
その都度必要と認める期間
- (2) 会計年度任用職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として、国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合
その都度必要と認める期間
- (3) 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、会計年度任用職員が勤務しないことが相当であると認められる場合
ア 会計年度任用職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧

作業等を行い、又は一時的に避難している場合

イ 会計年度任用職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができない場合

7日の範囲内の期間

(4) 会計年度任用職員が地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合

その都度必要と認める期間

(5) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、会計年度任用職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

その都度必要と認める期間

(6) 会計年度任用職員の親族が死亡した場合で、会計年度任用職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められる場合

別表第4に掲げる期間

(7) 会計年度任用職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められる場合

結婚の日の5日前の日から当該結婚の日後1月を経過する日までにおける連続する5日の範囲内の期間

(8) 会計年度任用職員（6月以上の任期が定められている会計年度任用職員又は6月以上継続勤務している会計年度任用職員（週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が47日以下であるものを除く。））が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合

一の年の7月から9月までの期間（当該期間が業務の繁忙期であることその他の業務の事情により当該期間内にこの号の休暇の全部又は一部を使用することが困難であると認められる職員にあっては、一の年の6月から10月までの期間）内における、勤務時間を割振られていない日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間

(9) 妊産婦である女性の会計年度任用職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）の規定による保健指導又は健康診査を受ける場合

その都度必要と認める期間

(10) 妊娠中の女性の会計年度任用職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響がある程度に及ぶ場合

正規の勤務時間等の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を超えない範囲内で必要と認める期間

(11) 会計年度任用職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合

一の年度において5日（当該通院等が体外受精又は顕微授精に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内の期間（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない

会計年度任用職員にあつては、平成7年3月30日人委第105号人事委員会委員長通知（以下「人事委員会通知」という。）に定める期間）

- (12) 6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産する予定である女性の会計年度任用職員が申し出た場合

出産の日までの申し出た期間

- (13) 女性の会計年度任用職員が出産した場合

出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女性の会計年度任用職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）

- (14) 会計年度任用職員が妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合

会計年度任用職員の妻の出産に係る入院等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの間において2日の範囲内の期間（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあつては、人事委員会通知に定める期間）

- (15) 会計年度任用職員の妻が出産する場合であつてその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項において子に含まれるものとされる者を含む。第2項第3号ア及びウを除き、以下同じ。）又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する会計年度任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき

当該期間内における5日の範囲内の期間（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあつては、人事委員会通知に定める期間）

- 2 次の各号に掲げる場合には、会計年度任用職員（以下第2号及び第3号に掲げる場合にあつては、1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであつて、6月以上の任期が定められているもの又は6月以上継続勤務しているものに限る。）に対して当該各号に定める期間の無給の休暇を与える。

- (1) 生後1年に達しない子を育てる会計年度任用職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合

1日2回それぞれ30分以内の期間（男性の会計年度任用職員にあつては、人事委員会通知に定める期間）

- (2) 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する会計年度任用職員がその子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして、予防接種又は健康診断を受けさせることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合

一の年度において5日（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあつては10日）の範囲内の期間（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあつては、人事委員会通知に定める期間）

- (3) 次に掲げる者（ウに掲げる者にあつては、会計年度任用職員と同居しているものに限る。）で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）の介護その他の世話（通院等の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行等）を行う会計年度任用職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合
- ア 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、父母、子及び配偶者の父母
- イ 祖父母、孫及び兄弟姉妹
- ウ 会計年度任用職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び会計年度任用職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者及び配偶者の子
- 一の年度において5日（要介護者が2人以上の場合にあつては10日）の範囲内の期間（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあつては、人事委員会通知に定める期間）
- (4) 女性の会計年度任用職員が生理日における就業が著しく困難なため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合
- その都度必要と認める期間
- (5) 女性の会計年度任用職員が母子保健法の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合
- その都度必要と認める期間
- (6) 会計年度任用職員が公務又は通勤により疾病にかかり、又は負傷し、療養を要する場合
- 療養に必要と認める期間
- (7) 会計年度任用職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合
- その都度必要と認める期間

3 第1項及び第2項の各号中「選挙権その他公民としての権利」「会計年度任用職員の親族」その他の用語の定義等については、勤務時間条例に準じて取り扱うものとする。
(介護休暇)

第17条 介護休暇は、次の各号のいずれにも該当する会計年度任用職員が、要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

- (1) 1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上である者
- (2) 本部長が、人事委員会の定めるところにより、会計年度任用職員の申出に基づき、当該要介護者ごとに、3回を超えず、かつ、通算して93日を超えない範囲内で指定

する期間（以下「指定期間」という。）内において初めて介護休暇を使用しようとする日から起算して93日を経過する日を超えて任命権者を同じくする職（以下この号において「特定職」という。）に引き続き在職することが見込まれる会計年度任用職員（93日を経過する日から6月を経過する日までの間に、その任期が満了し、かつ、当該任期が更新されないこと及び特定職に引き続き採用されないことが明らかである会計年度任用職員を除く。）

- 2 前項第2号の「引き続き在職」するものであるかどうか又は同項第2号の「引き続き採用」されるものであるかどうかの判断は、それぞれその雇用形態が社会通念上中断されていないと認められるかどうかにより行うものとし、同項各号に掲げる会計年度任用職員に該当するかどうか、同項第2号の「引き続き在職することが見込まれる」かどうか又は同項第2号の「引き続き採用されないことが明らか」かどうかの判断は、申出に基づき行うものとする。
- 3 介護休暇の単位は、1日又は1時間とし、1時間を単位とする当該休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間の範囲内とする。
- 4 本部長は、介護休暇の請求について第1項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該請求に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。
- 5 介護休暇については、その勤務しない1時間につき、勤務時間1時間当たりの給与額を減額するものとし、給与の減額方法については、勤務時間条例に準じて取り扱うものとする。

（介護時間）

第18条 介護時間は、要介護者の介護をする会計年度任用職員（初めて当該時間の承認を請求する時点において、1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上である者であり、かつ、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日がある者）が、当該介護をするため当該要介護者ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合に、当該連続する3年の期間内において1日につき2時間（当該会計年度任用職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間）を超えない範囲内で必要と認められる期間とする。

- 2 介護時間の単位は、30分とし、当該時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（前項に規定する減じた時間が2時間を下回る場合にあっては、当該減じた時間）の範囲内（育児休業法第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該連続した2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間の範囲内）とする。

（留意事項）

第19条 第10条から第18条に関し、当該訓令に定めのない事項については、人事委員会通知の定めるところによる。

（欠勤）

第19条の2 第14条から第19条まで、第21条及び福井県警察の処務に関する訓令(平成16年福井県警察本部訓令第12号。以下「処務訓令」という。)第41条の規定による場合を除き、会計年度任用職員が勤務しない場合は、欠勤とする。

(休暇等の請求)

第20条 会計年度任用職員は、第14条に基づく年次休暇を受けようとするときは年次休暇簿(別記様式第4号)により、第15条から第19条の2に基づく病気休暇、特別休暇、介護休暇、欠勤等を受けようとするときは特別休暇・病気休暇・介護休暇・欠勤等簿(別記様式第5号)により、あらかじめ請求しなければならない。ただし、病気、災害その他やむを得ない事由により請求できない場合は、事後、速やかに請求しなければならない。

(育児休業等)

第21条 会計年度任用職員(福井県職員の育児休業等に関する条例(平成4年福井県条例第1号。以下「育児休業条例」という。)第2条第1項第4号に規定する職員を除く。)は、本部長の承認を受けて、育児休業法第2条第1項に規定する子を養育するため、当該子の養育の事情に応じ、1歳に達する日から1歳6か月に達する日までの間で育児休業条例第2条の3第1項各号に定める日(育児休業条例第2条の4に該当する場合には、2歳に達する日)まで、育児休業をすることができる。

2 本部長は、会計年度任用職員(育児休業条例第23条第1項に規定する職員を除く。)が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、育児休業条例の定めるところにより、当該会計年度任用職員が3歳に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部について勤務しないことを承認することができる。

(服務)

第22条 会計年度任用職員の服務については、地方公務員法第30条から第38条までの規定、福井県警察職員職務倫理及び服務に関する規程(平成12年福井県警察本部訓令第1号。以下「服務規程」という。)、処務訓令その他規定の定めるところによる。

2 服務規程は、第6条第2項第15号(外泊又は県外遠行の届出に関することに限る。)及び第16号並びに第8条第2項第5号の規定を除き適用することとし、処務訓令は、第15条、第16条、第33条、第40条、第41条、第43条、第60条(外国旅行に関するものに限る。)及び第79条の規定を適用することとする。

(分限)

第23条 会計年度任用職員の分限については、福井県警察職員分限取扱規程(平成7年福井県警察本部訓令第20号)の定めるところによる。

(懲戒)

第24条 会計年度任用職員の懲戒については、福井県警察職員懲戒取扱規程(平成7年福井県警察本部訓令第11号)の定めるところによる。

(兼業)

第25条 第1号会計年度任用職員が、その任用前から引き続いて地方公務員法第38条に規定する営利企業への従事等(以下「兼業」という。)を行う場合には、任用時に兼業の届出書(別記様式第6号)を配置所属長を経て本部警務課に提出するものとする。

2 第1号会計年度任用職員が、その任用後に新たに兼業を開始する場合には、兼業を開

始する前に兼業の届出書を配置所属長を経て本部警務課に提出するものとする。

3 第1号会計年度任用職員は、公務の信頼性及び公正性が確保できない場合は、兼業を行うことができない。

4 第2号会計年度任用職員が兼業を行う場合は、処務訓令第42条の規定を適用する。

(退職)

第26条 会計年度任用職員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、本部長は、その任期中においてもその職を解くことができる。

- (1) 自己の都合により退職を申し出た場合
- (2) 死亡した場合
- (3) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられない場合
- (4) その職に必要な能力又は適格性を欠く場合
- (5) その職を置く必要がなくなった場合
- (6) 第23条の規定による分限免職の場合
- (7) 第24条の規定による懲戒免職の場合

(研修)

第27条 会計年度任用職員の研修については、必要に応じて実施する。

(健康診断等)

第28条 会計年度任用職員の健康診断及びストレスチェックについては、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及び福井県警察職員の健康管理に関する訓令（平成17年福井県警察本部訓令第41号）の定めるところによる。

(厚生制度)

第29条 会計年度任用職員の一般財団法人福井県警察協会への加入については、地方公務員法及び一般財団法人福井県警察協会運営規則の定めるところによる。

(共済制度)

第30条 会計年度任用職員の警察共済組合への加入については、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の定めるところによる。

(社会保険)

第31条 会計年度任用職員の社会保険については、雇用保険法（昭和49年法律第116号）、健康保険法（大正11年法律第70号）及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の定めるところによる。

(災害補償)

第32条 会計年度任用職員の公務上の災害又は通勤による災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。）に対する補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、福井県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年福井県条例第33号）又は地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

(各会計年度任用職員の設置及び運用)

第33条 会計年度任用職員が従事する業務を所管する部長及び警察学校長は、会計年度任用職員を設置するに当たり、職ごとにその職務や勤務条件等を必要に応じ定めるものとする。

(その他)

第34条 この訓令に定めるもののほか、会計年度任用職員の取扱いに関し必要な事項は別に定める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年5月14日福井県警察本部訓令第27号）

この訓令は、令和2年5月14日から施行する。ただし、第15条第1項第9号の改正規定及び同項第10号の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年8月20日福井県警察本部訓令第29号）

この訓令は、令和2年8月20日から施行する。

附 則（令和3年4月7日福井県警察本部訓令第20号）

この訓令は、令和3年4月7日から施行する。

附 則（令和3年12月28日福井県警察本部訓令第29号）

この訓令は、令和4年1月1日から施行する。

附 則（令和4年3月18日福井県警察本部訓令第12号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月14日福井県警察本部訓令第16号）

この訓令は、令和4年4月14日から施行する。

附 則（令和4年10月14日福井県警察本部訓令第28号）

この訓令は、令和4年10月14日から施行する。

附 則（令和5年12月22日福井県警察本部訓令第32号）

この訓令は、令和6年1月1日から施行する。

附 則（令和6年4月19日福井県警察本部訓令第20号）

この訓令は、令和6年4月19日から施行する。

別表第1（第14条第1項第2号関係）

6月経過日から 起算した継続勤務年数	日数
1年	1日
2年	2日
3年	4日
4年	6日
5年	8日
6年以上	10日

別表第2（第14条第1項第3号関係）

1週間の勤務日の日数	4日	3日	2日	1日	
1年間の勤務日の日数	169日から216日まで	121日から168日まで	73日から120日まで	48日から72日まで	
継続 勤務 年数	6月	7日	5日	3日	1日
	1年6月	8日	6日	4日	2日
	2年6月	9日	6日	4日	2日
	3年6月	10日	8日	5日	2日
	4年6月	12日	9日	6日	3日
	5年6月	13日	10日	6日	3日
	6年6月以上	15日	11日	7日	3日

別表第3（第15条関係）

1週間の勤務日 の日数	4日	3日	2日	1日
1年間の勤務日 の日数	169日から 216日まで	121日から 168日まで	73日から 120日まで	48日から 72日まで
日数	7日	5日	3日	1日

別表第4（第16条第1項第6号関係）

配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）	連続する7日以内
父母	
子	連続する5日以内
祖父母	連続する3日以内（職員が代襲相続をする場合にあっては、連続する7日以内）
孫	1日以内
兄弟姉妹	連続する3日以内
おじ又はおば	1日以内
父母の配偶者又は配偶者の父母	連続する3日以内（職員と生計を一にしていた場合にあっては、連続する7日以内）
子の配偶者又は配偶者の子	1日以内（職員と生計を一にしていた場合にあっては、連続する5日以内）
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日以内（職員と生計を一にしていた場合にあっては、連続する3日以内）
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	
おじ又はおばの配偶者	1日以内

様式省略